

令和5年長審第6号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和3年2月12日06時00分  
長崎県立石埼西方沖合
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 漁船A  
総 ト ン 数 19トン  
登 録 長 19.15メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
出 力 809キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成4年3月に進水し、船尾部に操舵室を設け、同室前部中央やや右舷寄りに舵輪、その前方に左舷側から魚群探知機、レーダー及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置、後方に操縦席をそれぞれ備えた中型まき網漁業付属の灯船兼運搬船として従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和3年1月31日09時00分僚船7隻と共に長崎県太郎ヶ浦漁港を発し、同県生月島西方沖合約10海里の漁場に向かった。

ところで、立石埼西方沖合は、同埼西岸と長崎県浅子漁港南西方沖合約250メートルに位置する長崎県母島とに挟まれ、同漁港南端から立石埼南端に至る長さ約1,000メートルのほぼ南北に延びる狭い水道（以下「立石埼水路」という。）で、浅子漁港南端から南東方約300メートルのところには、距岸約250メートルのところまで干出浜を含む水深2メートル以下の浅礁域（以下「立石埼浅礁域」という。）が拡延し、同浅礁域西方沖合が可航幅約90メートルの最狭部となるほか、立石埼浅礁域を囲む2メートル等深線と母島東方沖合の2メートル等深線とに挟まれた南北に延びる幅約90メートルないし約100メートルの水域が、船舶の通航路となっており、Aに装備されたGPSプロッターの画面を詳細表示に切り替えることで同浅礁域を表示することができた。

そして、a受審人による立石埼水路の針路法は、浅子漁港西方沖合で、針路を同漁港西端西方沖合に向けて定め、同沖合50メートルの地点に至ったら、針路を母島東方沖合100メートルに向く160度（真方位、以下同じ。）に転じ、立石埼浅礁域西方沖合を航行するものであった。

a 受審人は、13時00分前示漁場に到着し、操業と休息を繰り返したのち、越えて2月12日03時00分僚船に乗り組んでいた1人を移乗させて漁場を発進し、水揚げのため長崎県相浦港に向かい、05時57分僅か前浅子港A防波堤灯台（以下「浅子灯台」という。）から291.5度490メートルの地点で、針路を浅子漁港西端西方沖合に向く117度に定め、機関を回転数毎分950にかけ、9.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進出した。

a 受審人は、コースアップ表示で0.25海里レンジ設定としたレーダー及び1海里レンジ設定としたGPSプロッターをそれぞれ作動させ、舵輪後方で立った姿勢で操船に当たり、05時58分半僅か過ぎ浅子灯台から239度50メートルの地点に至り、航程を短縮するつもりで立石埼水路を平素より約100メートル東寄りに航行することを思い立ち、針路を浅子漁港南端西方沖合に向く131度に転じたとき、同水路を航行した経験があったので、立石埼浅礁域が存在することを知っていたものの、その正確な拡張状況を把握していなかったが、レーダーで海岸線との相対位置関係を確認したところ、徐々に離隔距離が拡大するので立石埼水路を無難に航過できるものと思い、GPSプロッターの画面を詳細表示に切り替えて水深や浅礁域の正確な拡張状況を精査するなど、水路調査を十分に行わず、距岸約250メートルのところまで、同浅礁域が拡張していることに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、05時59分僅か過ぎ浅子灯台から152.5度130メートルの地点で、針路を立石埼西方沖合に向く158度に転じたところ、立石埼浅礁域まで250メートルのところとなり、その後同浅礁域に向首したまま続航し、06時00分浅子灯台から157度430メートルの地点において、Aは、原針路及び原

速力のまま、立石埼浅礁域の西端に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は曇りで風力2の東南東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、推進器翼に欠損及び同軸に曲損等を生じたが、のちに修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、立石埼水路において、同水路を平素より東寄りに航行する際、水路調査が不十分で、立石埼浅礁域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、立石埼水路において、同水路を平素より東寄りに航行する場合、立石埼浅礁域が存在することを知っていたものの、その正確な拡張状況を把握していなかったのだから、同浅礁域に向首接近することのないよう、GPSプロッターの画面を詳細表示に切り替えて水深や陰礁域の正確な拡張状況を精査するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、レーダーで海岸線との相対位置関係を確認したところ、徐々に離隔距離が拡大するので立石埼水路を無難に航過できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、立石埼浅礁域に向首進行して同浅礁域の西端への乗揚を招き、推進器翼等に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年12月20日

長崎地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁